

国 保



人間ドックと脳ドック

年 金

費用の一部を助成します

対象＝次のすべてに当てはまる人

- 1年以上継続して成田市国民健康保険に加入している35歳以上の人
- 前回、人間ドックを受けてから1年(脳ドックは2年)以上経過している人
- 国民健康保険税を完納している世帯の人
- 市が実施する「特定健康診査」「一般健康診査」を同年度内に受診していない人

利用方法＝検査医療機関に予約をした後、受検日の2週間前までに、保険証と成人検査等受診券、印鑑を持って保険年金課または下総・大栄支所で手続き(後日郵送される承認書を持参して受検)

検査医療機関

成田赤十字病院(☎22-2311)、成田病院(☎22-1500)、千葉脳神経外科病院(☎043-250-1228・脳ドックのみ)、県立佐原病院(☎0478-54-1231)、北総栄病院



(☎95-6811)、聖隷佐倉市民病院(☎043-486-0006)、国保旭中央病院(☎0479-63-8111)、龍ヶ崎済生会病院(☎0297-63-7111)、千葉ロイヤルクリニック(☎043-204-5511)

助成率＝人間ドックの場合は受検費用の70%(検査の種類や費用、項目などは検査医療機関、コースにより異なります)、脳ドックの場合は一律2万円



貸付制度

高額医療費の支払いに困ったときに

高額医療費貸付制度

対象＝高額療養費の支給を受ける見込みがある世帯主で、国民健康保険税を完納している人

貸付金額と利息＝高額療養費支給見込額の80%・無利息

貸付期間＝高額療養費が支給される日まで

申請方法＝医療機関などが発行した療養に要する費用の内訳が記載された請求書または領収書を添えて、保険年金課(市役所1階)か下総・大栄支所へ

貸付方法＝①貸付決定を受けた人の委任に基づき、市から医療機関などへ直接支払い②費用を全額支払った場合は、世帯主の口座へ振り込み

返済方法＝高額療養費支給額のうち、貸付金相当額を返済に充当



国民年金の受給

初めて受け取るときは必ず請求手続きを

「年金は65歳になると、自動的に支給される」と考えている人はいませんか。

年金は、本人からの請求がなければ支給されません。65歳になったら「年金請求書(老齢給付)」を提出してくだ

さい。希望により60歳から受給する「繰上げ請求」や66歳以降に受給する「繰下げ請求」もできます。

市役所で年金の請求手続きができる人は、任意加入期間を含め加入期間のすべてが「第1号被保険者」の人です。第3号被保険者期間など、ほかの被保険者加入期間のある人の請求手続きは、年金事務所で行ってください。

国民年金には、このほか障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金や死亡一時金があります。いずれも受給するには請求手続きが必要となります。

請求に必要な書類などについては、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)へ問い合わせてください。

国民年金の加入者の種類

- ①第1号被保険者…20歳以上60歳未満の自営業者など
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など
- ③第3号被保険者…②に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

※くわしくは保険年金課(国保☎20-1526・年金☎20-1547)へ。